

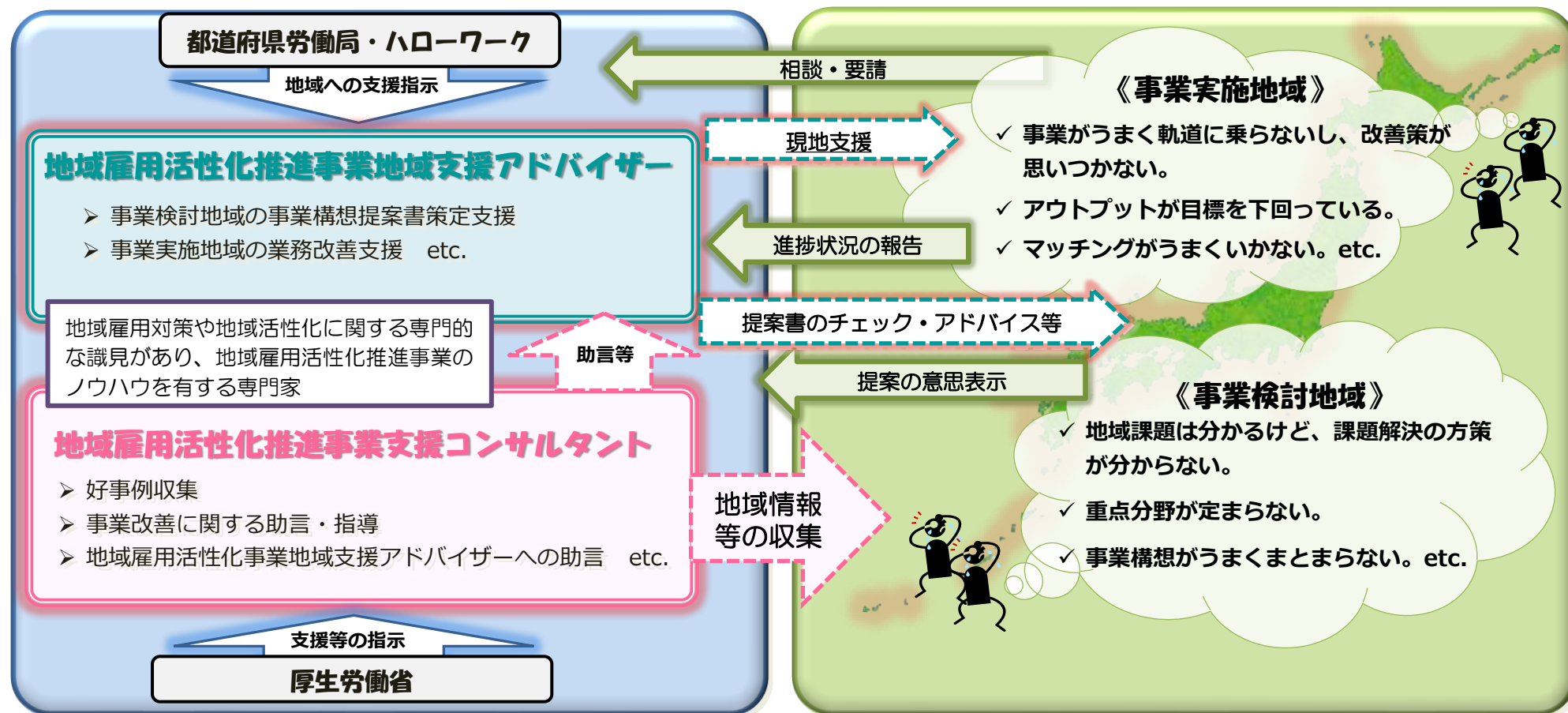
地域雇用活性化推進事業 支援コンサルタント・地域支援アドバイザー

地域雇用活性化推進事業では、地域雇用対策や地域活性化に関する専門的な識見を有する者を「地域雇用活性化推進事業支援コンサルタント」「地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザー」として委嘱しています。

地域雇用活性化推進事業支援コンサルタント
厚生労働省が委嘱し、事業の好事例の収集・分析を行うとともに、好事例を踏まえた事業の改善に関する助言・指導や地域支援アドバイザーに対する支援ノウハウのアドバイスを行います。

地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザー
労働局が委嘱し、**応募地域に対して事業構想提案書の策定支援を行う**とともに、**実施地域からの要請等**に応じて現地に赴き、**事業の進捗・検討状況から課題等を分析し、事業実施に必要なアドバイス**を行います。

支援スキーム



(※) 提案に当たっては、原則、地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザーによる「事業構想提案書」のチェック・アドバイスを受けていただきます。